

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
介護保険施設等 各位

高齢者すこやか支援課長
介護保険課長

介護保険に係る申請書等の様式変更及び申請時の取り扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険事業の運営につきましては、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、個人番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月より介護保険関係の申請書等に「個人番号」の記載欄が設けられます。また、個人番号が記載された申請書等を長崎市へ提出する際は、次のとおり「番号確認」及び「身元確認」を実施いたしますので、ご対応方よろしく願います。

なお、介護事業者における個人番号の取扱いの留意点等については、平成 27 年 12 月 15 日付けで厚生労働省老健局等から介護事業者向けに通知が発されていますので、ご参照ください。（通知については長崎市ホームページに掲載しますのでご確認ください。）

1 申請書等の様式変更及び申請時の取り扱いについて

申請書等への個人番号の記載については、各種法令に基づく義務であることから、原則、記入が必要となります。ただし、申請者が高齢であることなどから個人番号がわからないなど申請書等への記入が難しい場合は、個人番号の申請書等への記入がないことをもって受付不可となることはありません。この場合、申請書等に個人番号を記載がない場合は、次の A から C の申請時における「身元確認」及び「番号確認」のための個人番号カード等の書類の提示等は必要ありません。（現行どおりの取り扱いとなります。）

A 本人申請の場合

	身元確認	番号確認
窓口・郵送	<p>介護保険被保険者証の提示（認定申請及び居宅の届出の場合は、提出が必要）及び以下 i または ii のうち 1 つ以上の提示が必要</p> <p>i 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、その他官公庁発行の書類（写真入り、生年月日または住所記載）等</p> <p>ii 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険負担割合証 等</p> <p>※介護保険被保険者証を紛失したとして、「被保険者証紛失届」を提出した場合は、i は 1 つ以上、ii は 2 つ以上の提示が必要</p>	<p>以下のうち 1 つ以上の提示が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード ・本人の通知カード ・本人の個人番号が記載された住民票の写し 等

※郵送の場合は、書類又はその写しの提出

B 代理人による申請の場合（法定代理人、家族、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター、医療機関等による申請で代理権が確認できる場合）

	代理権の確認	代理人の身元確認	番号確認
窓口・郵送	<p>本人の介護保険被保険者証の提示（認定申請及び居宅の届出の場合は、提出が必要）</p> <p>※介護保険被保険者証を紛失したとして、「被保険者証紛失届」を提出した場合は、本人の右記 i 又は ii の1つ以上の提示</p>	<p>代理人の i は1つ以上 ii は2つ以上の提示が必要</p> <p>i 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、その他官公庁発行の書類（介護支援専門員証等、写真入り、生年月日または住所記載）等</p> <p>ii 公的医療保険の被保険者証、年金手帳 等</p>	<p>以下のうち1つ以上の提示が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード（または写し） ・本人の通知カード（または写し） ・本人の個人番号が記載された住民票の写し 等

※郵送の場合は、書類又はその写しの提出

<要介護認定・要支援認定申請における注意事項>

事業所（居宅介護支援事業所、施設等）が、本人の委任を受け、マイナンバーを記載事項に含む申請書の代理申請を行うことは可能です。この場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められていません。たとえば、本人の委任の範囲を超えて、申請時に視認したマイナンバーを控えて事業所に保管しておくことや、それを利用して保険者に資格確認を行うことなどは許されず、違反をした場合、特定個人情報保護委員会の措置命令やそれに背いた場合の罰則の対象となる可能性もあります。

C 使用者による申請の場合（本人の代わりに使用者が申請書の提出を行っただけに過ぎない場合）

個人番号が使用者（窓口に来られる方）に見えないように、申請書等及び番号確認のための個人番号カードの写し等を封筒に入れるなどして、提出をお願いします。

	身元確認	番号確認
窓口	<p>本人の i は1つ以上 ii は2つ以上の写しの提出が必要</p> <p>i 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、その他官公庁発行の書類（写真入り、生年月日または住所記載） 等</p> <p>ii 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証 等</p>	<p>以下のうち1つ以上の写しの提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カードの写し ・本人の通知カードの写し ・本人の個人番号が記載された住民票の写し 等

（注意事項）

申請の代理権の授与が認知症等のため困難である場合は、申請書に個人番号を記載せずに提出して下さい。

2 個人番号の記入が必要な様式の主なもの

(1)介護保険の認定・給付関係

- ・介護保険要介護認定・要支援認定申請書
- ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（※）
- ・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（※）
- ・介護保険被保険者証等再交付申請書（※）
- ・介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等申請書（償還払い申請書）
- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（※）
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（※）
- ・介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（※）
- ・介護保険基準収入額適用申請書
- ・高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請書（※）
- ・介護保険負担限度額認定申請書（※）
- ・介護保険移送支援サービス利用者証交付申請書（※）
- ・介護保険移送支援サービス利用者届出書（※）
- ・介護保険移送支援サービス利用者証再交付申請書（※）
- ・介護保険移送支援サービス内容変更申請書（※）

◎新しい様式の「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」については、現在作成中です。事業所の在庫がなくなるまでは、従来の申請書をご利用いただき、個人番号を記載の際は申請書の右上余白にご記入ください。

※印の申請書様式については様式をホームページに掲載します。

掲載予定日は平成 28 年 1 月 4 日（月）です。

(2)地域支援事業・在宅福祉推進事業関係

- ・地域支援事業利用申請書（※）
- ・家族介護支援事業利用申請書（※）
- ・長崎市在宅福祉推進事業利用申請書（※）
- ・住宅改修助成金交付申請書（※）

〒 8 5 0 - 8 6 8 5

長崎市桜町 2 番 2 2 号 長崎市

介護保険課

TEL直通 0 9 5 - 8 2 9 - 1 1 6 3

高齢者すこやか支援課

TEL直通 0 9 5 - 8 2 9 - 1 2 2 8